

令和8年度 福岡市立今宿野外活動センターの管理運営業務に係る実施協定書（案）

福岡市（以下「市」という。）と指定管理者 ●●（以下「指定管理者」という。）は、福岡市立今宿野外活動センターの管理運営業務に係る基本協定書第5条第2項の規定に基づき、市が指定管理者に支出する指定管理料の額その他必要な事項について、次のとおり実施協定を締結する。

（実施協定の期間）

第1条 この実施協定の期間（以下「協定期間」という。）は、令和8年●月●日から令和●年●月●日までとする。

（業務内容）

第2条 協定期間中に実施する業務内容は基本協定書に定めるもののほか、別添管理運営業務の要領及び令和●年●月●日付け市ス施第●●●号にて承認した事業計画書（以下「事業計画書」という。）のとおりとする。

（指定管理料の額）

第3条 市が協定期間中に指定管理者に支払う指定管理料の額は、●●●●●●円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

2 前項に定める額は施設、設備及び備品の修繕に係る費用（以下「修繕費」という。）2,982,310円（消費税及び地方消費税を含む。）、備品購入費として511,862円（消費税及び地方消費税を含む。）を含むものとする。

なお、修繕費及び備品購入費については、双方の費目間において流用することができる。

（指定管理料の支払）

第4条 市は前条に定める指定管理料を、別表支払明細のとおりに、毎月前金払い及び概算払いで支払うものとする。ただし、4月分については次項の請求後すみやかに支払うものとする。

2 指定管理者は、前項に定める指定管理料の支払いについて、前月末日までに（4月分については本協定締結後すみやかに）市へ請求書を提出して請求するものとする。

（修繕費及び備品購入費の精算）

第5条 指定管理者は協定期間満了後、修繕費及び備品購入費に係る精算報告書を市に提出し、精算を行うものとする。

2 指定管理者は、前項による精算の結果、修繕費及び備品購入費に執行残が生じたときは、それを返納するものとする。ただし、不足が生じた場合の追加支給は行わないものとする。

(協議)

第6条 この協定の解釈について疑義が生じたとき、又はこの協定に定める事項を変更する必要があるときは、市及び指定管理者が協議のうえ決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書●通を作成し、それぞれ記名捺印のうえ、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

福岡市

所在地

名 称

福岡市中央区天神一丁目8番1号

福岡市

福岡市長 高島 宗一郎

指定管理者

所在地

名 称

別紙1 【別表】 支払明細書

※事業提案を踏まえて協定締結時に調整します。

別紙2 福岡市立今宿野外活動センター管理運営業務の要領

※事業提案を踏まえて協定締結時に調整します。